

静岡県章等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「静岡県章並びに静岡県旗取扱い要領」(以下「要領」という。)4(2)に定める県の機関以外の団体等が静岡県章等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請)

第2条 要領4に定める承認を受けようとする者は、著作権法上で認められる場合を除き、あらかじめふじのくに電子申請サービスにより申請しなければならない。

(使用承認)

第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合、静岡県章等の使用を承認するものとする。

- (1) 組織または地域としての県を表示するとき
- (2) 県の協賛、後援事業など県と関わりがあるとき

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、静岡県章等の使用を認めない。

- (1) 県又は静岡県章等のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令、公序良俗に反すると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (4) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (5) 静岡県章等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (6) 静岡県章等の著しい変更、その他使用方法が適当でないと認められるとき。
- (7) その他知事が静岡県章等の使用について不相当と認めるとき。

(使用承認の条件)

第4条 知事は、第3条の規定により使用を承認するときは、静岡県章等の使用方法や使用期間その他について、条件を付することができる。

(実績報告)

第5条 使用者は、使用期間の終了後、速やかに静岡県章等使用実績報告書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(承認内容の変更)

第6条 静岡県章等の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ静岡県章等使用変更申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(使用承認の取消し)

第7条 知事は、静岡県章等の使用がこの規程又は使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

2 知事は、使用承認を受けた者が次の各号に該当することが判明したときは、その使用承認を取り消すものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」

という。) 第2条第2号に該当する団体 (以下「暴力団」という。)

- (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等 (法第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)) 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) である者
- (3) 法人の役員等 (法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。) が暴力団員等である者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(賠償責任等)

第8条 県は、静岡県章等の使用承認を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

静岡県章等使用報告書

年 月 日

静岡県知事（氏名）様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

年 月 日付け 第 号— にて承認をうけた件について、別添のとおり、静岡県の県章等を使用したので報告します。

連絡先

住 所：

氏 名：

電 話：

メール：

<添付資料>

- ・写真または現物（リーフレット等印刷物）を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

静岡県章等使用変更申請書

年 月 日

静岡県知事（氏名）様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

年 月 日付で申請した内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記